

訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号

原 告 〇〇出版株式会社

同代表者代表取締役 乙 山 二 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号 □□ビル〇階

〇〇法律事務所(送達場所)

電 話 03(〇〇〇〇)〇〇〇〇

F A X 03(〇〇〇〇)〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号

被 告 株式会社〇〇書店

同代表者代表取締役 丙 川 三 郎

著作権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金 〇〇〇万〇〇〇〇円

ちょう用印紙額 金 〇万〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙被告書籍目録記載の書籍を複製し、頒布してはならない。
- 2 被告は、別紙被告書籍目録記載の書籍を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、〇〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、・・・・・・等を目的とする株式会社である（甲1）。
- (2) 被告は、・・・・・・等を目的とする株式会社である（甲2）。

2 原告の著作権

(1) 原告書籍

別紙原告著作物目録記載の書籍(以下「原告書籍」という。)は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、原告によって発行された（甲3）。

(2) 著作物

原告書籍は、・・・・・・と
いうものであり（甲3）、難解な△△△について、従来とは異なった視点からの斬新な記述順序を試み、さらに、具体例を豊富に交えながら、用語の選択にも細心の注意を払い、初学者でも容易に理解できるような説明を心掛けたものである。

したがって、原告書籍は、思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものであり（著作権法2条）、言語の著作物（同法10条1項1号）に該当する。

(3) 著作者

ア 著作者の推定

原告書籍の表紙及び奥書には、「編著者 ○○出版」と原告名の記載があり（甲3）、原告書籍の著作者は、原告と推定される（著作権法14条）。

イ 職務著作

上記アのとおり、原告書籍の著作者は原告と推定されているが、次のとおり、原告書籍の著作者は、実際にも、職務著作の規定（著作権法15条1項）により原告である。

（ア）原告の発意に基づくこと

原告書籍は、○○の紹介という原告の出版事業の一貫として刊行されたものであり（甲3。○○頁～○○頁参照）、その作成は、原告の発意に基づくものである。

（イ）原告の業務に従事する者が職務上作成したこと

原告書籍の各文章の執筆及び編集、校正等に当たったのは、原告の従業員である○○部門編集長○○○○、編集部員○○○○及び同○○○であり、その業務は、原告の同人らに対する職務命令に基づくものである（甲4～7）。

（ウ）原告の著作名義の下に公表するものであること

原告書籍は、その作成時から原告の著作名義で公表されることが予定されていた（甲7）。

（エ）作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

原告においては、従業員の作成した著作物の著作者について、特段の規定はおかれていない（甲8）。

（4）著作権者

以上から、原告は、原告書籍の著作権を有する（著作権法17条）。

3 被告の行為

被告は、別紙被告書籍目録記載の書籍（以下「被告書籍」という。）を、平

成〇〇年〇〇月に発行し（甲 9），現在までその販売を継続している（甲 10～12）。

4 著作権侵害

(1) 同一性

原告書籍には，その登場順に，別紙著作物対比表の「原告著作物」欄記載の各箇所の記述がある（以下，同対比表の「原告著作物」欄の記述をまとめて「原告表現」，それぞれの箇所の記述を，その付された番号に従って，「原告表現 1」などのようにいう。）。

被告書籍には，別紙著作物対比表の「被告著作物」欄記載の各箇所の記述がある（以下，同対比表の「被告著作物」欄の記述をまとめて「被告表現」，それぞれの箇所の記述を，その付された番号に従って，「被告表現 1」などのようにいう。）。

被告表現を，原告表現のそれぞれ対応する記述と対比すると，別紙著作物対比表のとおりである。

これによれば，被告表現は，原告表現を引き写し若しくはほぼそのまま引き写し（被告表現〇～〇〇，〇〇，〇〇～〇〇），原告表現の表現の一部を削り（被告表現〇，〇，〇～〇），又は原告表現を要約したものであり（被告表現〇），その論述の順序も一部を除いて（被告表現〇及び〇），同一である。なお，原告表現は，上記 2（2）に記載された原告書籍の創作性を基礎付ける部分であり，いずれも創作性を有する。

したがって，被告表現は，原告表現の内容及び形式を覚知させるに足りるものか，少なくとも，原告表現の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものである。

(2) 依拠

上記 2（1）のとおり，原告書籍の発行は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり，一方，被告書籍の発行は，上記 3 のとおり，平成〇〇年〇〇月〇〇日である

から、原告書籍の発行は、被告書籍の発行よりも○か月も先である。そして、原告書籍は、発売以来好評を博し続け、その販売部数は平成○○年○○月○○日時点で○万部に達しており（甲13～15）、原告と同種又は類似の書籍の発行を続けている被告が原告書籍の内容を知る機会は十分にあった。

また、上記（1）のとおり、被告表現の中には原告表現と同一の部分が多数見られ、偶然の一致ではとても説明できない。

したがって、被告書籍は、原告書籍に依拠して制作されたものである。

（3） 権利侵害

以上から、被告が被告書籍を発行し、その販売を継続していることは、原告の著作権（複製権又は翻案権、及び譲渡権）の侵害行為である。

5 故意過失

上記4のとおり被告書籍は原告書籍に依拠して制作されたものであるから、被告は、著作権侵害につき故意がある。

仮にそうでないとしても、被告は、業務上、頻繁に著作物を扱う者であるから、制作された出版物が他者の著作権を侵害していないかについて十分に注意すべき注意義務を負う。しかるに、被告は、特段の注意を払うことなく被告書籍を発行したのであるから、少なくとも過失がある。

6 差止め及び廃棄の必要性

被告は、現在も被告書籍の販売を継続しており、被告書籍の在庫も相当数有していると推測される（甲16）。

したがって、原告の著作権の侵害行為の停止又は予防のためには、被告に対し、被告書籍の複製、頒布を差し止める必要があり、また、これに加え、被告書籍の在庫を廃棄する必要がある。

なお、被告書籍における原告の著作権の侵害部分は、被告書籍の大部分を占めていて、当該部分を除いては被告書籍が出版物として成り立たず、かつ、他の部分と不可分といえるから、被告書籍全体の複製、頒布の差止め及び廃棄が

相当である。

7 損害の発生の有無及びその額（著作権法114条2項）

(1) 損害の発生の有無

上記1のとおり原告は出版を業とする株式会社であり，原告書籍と被告書籍とは，その内容が同一であって読者層を共通とするから，被告書籍の出版によって，原告には損害が発生した。

(2) 損害の額

ア 単価

被告書籍の定価（消費税込）は，〇〇〇〇円である（甲3）。

イ 販売部数

被告は，被告書籍を発行してから平成〇〇年〇〇月〇〇日までに，少なくとも〇万部を販売した（甲15）。

ウ 利益率

同業者の利益率からみて，被告の利益率は〇〇%を下回らないものと推測される（甲17～22）。

エ 損害額

以上によれば，被告は，被告書籍の販売により，少なくとも〇〇〇万円の利益を得た。

$〇〇〇〇円(単価) \times 〇万部(販売部数) \times 〇〇\%(利益率) = 〇〇〇万円$
したがって，著作権法114条2項により，原告の損害額は，〇〇〇万円と推定される。

(3) 弁護士費用

原告は，原告訴訟代理人に対し，本訴の遂行を委任した。

被告の著作権侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用は，少なくとも〇〇万円を下らない。

第3 結論

よって、原告は、被告に対し、著作権法112条1項、2項に基づいて、被告書籍の複製、頒布の差止め及び在庫品の廃棄を、民法709条、著作権法114条2項に基づいて、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同〇〇年〇〇月〇〇日までの損害賠償金〇〇〇万円及びこれに対する不法行為の後の日である本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めらる。

証 拠 方 法

証拠説明書(1)記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し	正本各1通 副本各1通
3	証拠説明書(1)	正本 1通 副本 1通
4	資格証明書	2通
5	委任状	1通
6	訴額計算書	1通

(別紙)原告著作物目録〔省略〕

(別紙)被告書籍目録〔省略〕

(別紙)著作物対比表〔省略〕